

丸森町スクールバス 運行管理マニュアル

丸森町教育委員会

平成30年3月

本マニュアルは、丸森町スクールバスの正確かつ安全な運行を図ること及びトラブル発生時の対応を定めるものとする。

安全運行について

1 スクールバス運行管理の実施方法は、この規定に定めるところによる

- ・道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
- ・旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）
- ・道路交通法（昭和 33 年法律第 105 号）

2 運行の安全確認について

運行前点呼の実施

運転者がある日初めて乗務しようとする時は、運行管理者との対面により乗務前点呼を実施すること。

なお、点呼内容は以下のとおりとする。

原則として、個人別に行うこと。

出発の 10 分程度前まで行うこと。

営業所の定められた場所で行うこと。

日常点検、運転日報の結果を確認すること。

運転者からその日の心身状況を聴取し、並びに疾病、疲労、飲酒その他安全な運転ができない恐れの有無について確認し、かつ、表情・姿勢を観察してサービスの適否を決定すること。

健康状態が運転に不適切と認められ、又はその旨本人から申し出があった場合には、他の運転者に代えるなど適切な措置を講じ、その者を乗務させないこと。

運行する道路状況、天候、本人の健康状態等を照らして、安全運行に必要な指示及び注意を払うこと。

運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償保険証、運行表、運行指示書その他業務上定められた帳票、必要な携行品等の有無を確認するとともに、乗務記録の用紙を運転者に渡すこと。

その他運行中、運行計画に変更が生じた場合などに報告させる事項を具体的に指示しておくこと。

行先地点呼の実施

運行管理者は、乗務の開始地が営業所以外の地であるため、乗務前の点呼、指示を営業所で行えない場合は、各委託業者で補助者を指名した上で各委託業者毎に行い、運転者による自己判断は一切しないこと。

なお、点呼内容は以下のとおりとする。

原則として、個人別に行うこと。

出発の 10 分程度前まで行うこと。

営業所の定められた場所で行うこと。

日常点検、運転日報の結果を確認すること。

運転者からその日の心身状況を聴取し、並びに疾病、疲労、飲酒その他安全な運転ができない恐れの有無について確認し、かつ、表情・姿勢を観察してサービスの適否を決定すること。

健康状態が運転に不適切と認められ、又はその旨本人から申し出があった場合には、他の運転者に代えるなど適切な処置を講じ、その者を乗務させないこと。

運行する道路状況、天候、本人の健康状態等を照らして、安全運行に必要な指示及び注意を払うこと。

その他運行中、運行計画に変更が生じた場合などに報告させる事項を具体的に指示しておくこと。

運行後点呼の実施

運行管理者は、乗務を終了した運転者に対し、乗務後の点呼を行うものとする。なお、点呼内容は以下のとおりとする。

帰着後、速やかに行うこと。

営業所の定められた場所で行う。

車輛、道路及び運行の状況について報告を受けること

安全運行を確保するため必要と認めた事項についての注意、指示の実施状況を確認すること。

乗務記録及び乗務前点呼時の携行品を提出させ、これを点検して収受すること。

原則として翌日の勤務等について指示を与えておくこと。

3 運行中の運転手・児童生徒の注意点

運転手注意点

運転中は以下の点を**遵守**すること

法定速度、交通マナー・ルール、シートベルトの着用

運転中は以下の点を**厳守**すること

通行区分

運転中は以下の点を**厳禁**とすること

運転中の携帯電話使用、無免許(免許停止中含む。)運転、飲酒・酒気帯び運転、脇見運転

運転中は以下の点を**禁止**とすること

連続運転・無理な運行、違法駐車、疲労・過労運転、だろろ運転、ながら運転
急ブレーキ・急発進

運転中は以下の点に**注意**すること

追い越し、行違い、路肩、信号、カーブ・交差点注意、横断歩道、歩行者・自転車、老人と子供

運転中は以下の点を**励行**すること

危険予知・事故予測、思いやり・譲り合い、かもしれない運転

運転中は以下の点を**保持**すること

法定速度、車間距離、問題意識

運転中は以下の点を**確認**すること

優先交通権、発信時の前後左右、
その他、運転中は以下の点に気をつける
居眠り運転防止、早めの方向指示器の合図

児童・生徒の注意点

児童生徒は、バス到着予定時刻 5 分前までに停留所で待つようにする。
予定時刻になって停留所に児童生徒が居ない時は、そのまま通過する。
運転手の指示に従う。

車内ではシートベルトを着用し、危険な行為（窓から顔や手を出す等）はしない。

走行中は急ブレーキの可能性があるので、みだりに席を立たない。

車内の物を大切にし、車内は常にきれいにしよう心がける。

物を壊さないこと。万が一故意により壊した場合は、費用の負担をする。

降車後はバスの前や後を通らないこと。バスが動いてから移動すること。

災害等発生時の対応について

- 1 スクールバスを運行中に災害等が発生した際は、基本的に以下の行動をとること。
また、各災害が発生した場合は、各項目に準じて行動をとること。
 - (1) 災害等が発生した際は、慌てず、落ち着いた行動をとること。
 - (2) 運転手は乗車している児童生徒の安全確保を最優先し、的確な初動対応を行うこと。児童生徒は、運転手の指示に従うこと。
 - (3) 災害等が発生した場合は、別紙「災害等が発生した場合のフロー図」のとおり
の行動をすること。また、別紙「スクールバス災害等発生時の対応」に記録すること。
- 2 地震（震度 6 弱以上）が発生した場合
 - (1) 学校生活中は、原則として、スクールバスは運行せず、学校で保護者に児童生徒の引き渡しをすること。
 - (2) 登校中の場合は、新たな乗車を打ち切り、スクールバスは学校へ直行する。乗車している児童生徒は、学校で保護者に引渡しをすること。バス停で乗車待ちしている児童生徒は、直ちに帰宅し、その後に学校に連絡をすること。
 - (3) 下校中は、スクールバスは可能な限り運行を続けること。
 - (4) 登下校中、スクールバスの運行が困難な場合は、最寄りの安全な場所で待機し、

学校と連絡をとって対応すること。

- (5) 在宅中（登校前）に発生した場合、学校は原則として休校になる。保護者は学校から連絡があるまで、登校させないこと。

震度5以下の場合でも、大きな被害がでている場合は、基本的には上記の各項目に準じて対応をすること。

3 火災が発生した場合

- (1) 異常を感知した時はハザードランプを点灯させ、他の交通に支障のないよう直ちに空き地または路肩に停車する。ただしトンネル内で感知したときは、可能な限りトンネルからの脱出を試み、不可能と判断したら直ちに可能な限り左側に寄せ停車すること。
- (2) 異常を点検する際は、火災が発生しているかどうかを確認し、故障がある場合は、燃料・オイルが漏れていないか、電気系統の異常等による火災の恐れがないか確認をする。
- (3) 運転手は状況説明をし、児童生徒は運転手の指示に従うよう徹底すること。
- (4) 車外への脱出を試みる前に周りに異常を周知するため、停止表示器材等を設置すること。
- (5) 児童生徒の脱出を優先すること。乗降口からの脱出を優先とするが、不可能な場合は、窓からの脱出を指示すること。窓から脱出する際はガラスの破片に充分注意し、後方防護等の安全確認を行うこと。児童生徒の協力を求めて脱出を開始すること。
- (6) 火災が起きている場合は燃焼部位に近い児童生徒、起きていない場合は脱出口に近い児童生徒から脱出させること。
- (7) 車外への脱出後は車内に残った乗客がいないか確認をし、児童生徒を車線外に誘導すること。
- (8) 児童生徒の安全を確認した後、状況に応じて初期消火に当たること。

4 交通事故が発生した場合（児童生徒の乗車の有無、事故相手の有無に関わらず）

- (1) 運転手は、会社へ報告し、会社は教育委員会、学校へ報告をすること。
- (2) 運転手は警察に連絡をし、現場検証をして貰うこと。その際運転手は、その場で示談交渉を行わないこと。
- (3) 登・下校途中での事故の場合、会社は迅速に代車を用意し、児童生徒の登・下校に支障のないように努めること。
- (4) 会社は事故の原因、結果、事故後の対応、今後の事故対策・登下校の送迎方法等を詳細に記した事故報告書を作成し、ドライブレコーダーのSDカードと一緒に教育委員会に提出すること。また、教育委員会よりその他に書類提出を依頼されたら、早急に提出すること。

5 その他の災害

- (1) 地割れ・土砂崩れにより運行が困難となった場合は、最寄りの安全な場所で待機

し、教育委員会・学校と連絡をとって対応すること。

6 弾道ミサイル落下時の行動について

- (1) スクールバスでの登校中、Jアラート等から緊急情報が発信された場合には、児童生徒の安全確保を最優先とし、バスの運行は一時中断し、避難行動を開始すること。
- (2) 通常はバスの燃料に引火する恐れがあるため、バスを停車し、頑丈な建物等に避難するか、周囲に避難できる頑丈な建物等が無い場合は、バスから離れて地面に伏せ、頭部を守る。
ただし、急な避難行動により強い不安を感じたり、怪我をしたりすることもある。そのため、必ずしもバスから降りず、車内で待機する場合もある。
- (3) 運転手は会社に現在の状況を報告し、次の指示を受けてから行動すること。
会社は、教育委員会、学校に現在の状況を報告し、次の指示を受けてから行動すること。

災害等が発生した場合のフロー図	
災害等発生	
バスが運行できる場合は、安全な場所へ移動し、運行できない場合でも、児童生徒の安全確保に努めること	
運転手は被害等の状況を会社へ連絡すること。(携帯電話が繋がらない場合は、近くの民家で借りる等し、必ず連絡をすること)	
会社は被害等の状況を教育委員会、該当学校へ連絡をすること	
学校災害対策本部設置 (教育委員会担当は現場へ行き、本部へ現場の状況を逐次報告すること。学校は保護者へ連絡をすること)	
登校時に災害が発生した場合、会社は場合によって代替のバスを用意し、引き続き運行をすること。 下校時に発生した場合は、保護者へ引き渡しをすること。	

事故発生時の連絡先

丸森町教育委員会学校教育課	0 2 2 4 (7 2) 3 0 3 5
丸森町立丸森小学校	0 2 2 4 (7 2) 2 1 4 0
丸森町立大内小学校	0 2 2 4 (7 9) 2 0 1 1
丸森町立丸森中学校	0 2 2 4 (7 2) 2 1 4 5

参考

丸森町立金山小学校	0 2 2 4 (7 8) 1 6 1 6
丸森町立筆甫小学校	0 2 2 4 (7 6) 2 1 2 1
丸森町立小斎小学校	0 2 2 4 (7 8) 1 5 1 5
丸森町立館矢間小学校	0 2 2 4 (7 2) 2 1 4 8
丸森町立大張小学校	0 2 2 4 (7 5) 2 1 2 1
丸森町立耕野小学校	0 2 2 4 (7 5) 2 1 2 2

災害等 発生状況	(交通事故の場合) 相手方の状況	相手方	氏名	
			住所	
			状況	
	急ブレーキの有無	有 ・ 無		
警察・救急への通報	有 ・ 無			
職員の現場急行の必要性	有 ・ 無			
代車手配の必要性	有 ・ 無			

災害等 発生状況	(交通事故の場合) 相手方の状況	相手方	氏名	
			住所	
			状況	
	急ブレーキの有無	有 ・ 無		
警察・救急への通報	有 ・ 無			
職員の現場急行の必要性	有 ・ 無			
代車手配の必要性	有 ・ 無			

運転日報

(車輛番号)

平成 年 月 日			曜日		天候			運転手 印		
学校教育課長	課長補佐	学校教育班長	出庫	午前 午後	時	分	入庫	午前 午後	時	分
			前日の指針			本日の指針		本日の走行km		
所属名	用途		行先	乗用車内訳	使用時間		走行km	総計km		
燃料 / 使用量		前日までの量		補給量		計		その他		
ガソリン										
軽油										
乗務及び車輛点検							車庫長	整備管理者	点検者	
車輛点検	点検内容	チェック欄	乗務点検	チェック欄						
				登校時	下校時	終業時				
制動装置	ブレーキペダルの踏代は十分か、片ぎきはないか		点呼執行者名							
	リザーブタンクのオイルは十分か 駐車ブレーキのききは十分か、レバーの引代は適当か		運転者名							
走行装置	タイヤの空気圧は十分か		点呼実施時間	:	:	:				
	タイヤに亀裂、損傷はないか		アルコール検知器の使用の有無		/					
	ホイールのクリップ、ナットボルトのゆがみがないか		対面できない場合の具体的方法							
原動機	エンジンオイルの量、冷却水の量は適当か		酒気帯びの有無	有・無	有・無	有・無				
	燃料は十分か		運転者の疾病、疲労等の状況							
その他	方向指示器、制動灯の点滅、点灯は良好か		指示事項							
	後写鏡の写影は良好か		交代運転者に対する通告の有無							
	ナンバープレートに汚れ、損傷はないか									
	その他気付いた点 (具体的内容)		その他必要な事項							

1 常に清掃し、給脂、給油を行うこと。

2 チェック欄は、レ印は良好、×印は不良のときに記入し、×の場合は直ちに整備すること。